

食品安全委員会第986回会合議事録

1. 日時 令和7年6月10日（火） 14：00～14：09

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1品目

(消費者庁からの説明)

NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「キノクラミン」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、古田評価第二課長、

楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品健康影響評価について<NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ>

資料2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<キノクラミン>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第986回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第986回会合）議事次第」に従いまし

て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は2点でございます。

資料1が「食品健康影響評価について<NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ>」、資料2が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<キノクラミン>」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、内閣総理大臣から6月3日付で遺伝子組換え食品等1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 ありがとうございます。消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室でございます。

「NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ」でございますが、趣旨と評価依頼品目の概要でございますように、本品目は、ダニスコジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物

の安全性審査の申請があったものになり、NGX株という遺伝子組換え株を利用して生産されたキシラナーゼであります。

それで、NGX株は宿主である *Trichoderma reesei* という真菌の RL-P37 株に *Fusarium verticillioides* という違う真菌の FCP906D 株に由来する改変型キシラナーゼ遺伝子の導入などを行うことにより作製されたものでございます。

3. 酵素の機能、4. 利用目的及び利用方法でございますが、本品目は、多糖類の一つであるアラビノキシランのグリコシド結合を加水分解する酵素でありまして、小麦からの糖化製品の製造と醸造アルコールの製造工程に用いられます。用途及び使用形態は従来のキシラナーゼと相違はございません。

5. 海外の状況でございますが、本品目は、デンマーク、フランス、オーストラリア、ニュージーランド等において承認等されております。

6. 今後の方針でございますが、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報での公告等の手続を進めさせていただければと存じます。

説明は以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、ありがとうございます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○横山農薬評価室長 御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。農薬評価書「キノクラミン」第2版でございます。

右下のページで5ページの第2版の審議の経緯を御覧ください。2024年2月に農林水産大臣から農薬取締法に基づく再評価に関して、また、2025年4月に内閣総理大臣から再評価に係る残留基準値の設定に関して評価要請のあったものとなります。農薬第四専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、4月22日の食品安全委員会において報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

10ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。このものは、構造式は6. に示されたとおりでございます。

次のページの8. 開発の経緯に記載がございますとおり、ナフトキノン骨格を有する除草剤であり、茎葉部に接触及び吸収され、光増感物質の蓄積による過酸化効果により、光合成反応を阻害することにより除草効果を示すものと考えられているものでございます。国内では1968年に初回農薬登録されたものとなります。

食品健康影響評価につきまして、46ページにお進みください。ADI、ARfDにつきまして、47ページから記載がございます。ADIは、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量0.21 mg/kg 体重／日を根拠として、安全係数100で除した0.0021 mg/kg 体重／日、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDは、ラットを用いた発生毒性試験②の最小毒性量5 mg/kg 体重／日を根拠といたしまして、最小毒性量を用いたことによる係数3を追加した安全係数300で除した0.016 mg/kg 体重と設定され、また、一般の集団に対しては、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の10 mg/kg 体重／日を根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重をARfDと設定されています。

48ページに記載がございますが、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後の74ページに参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

以上により、本評価書につきまして、専門調査会の結果をもちまして、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちキノクラミンの許容一日摂取量（ADI）を0.0021 mg/kg 体重／日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.016 mg/kg 体重／日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月17日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日木曜日10時から「企画等専門調査会」が、13日金曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、来週、16日月曜日14時から「農薬第一専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第986回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。